

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

（1）請求人

住所 福岡県田川市夏吉3757番地

氏名 宮下 幸大

（2）提出年月日 令和7年6月27日

2 請求の内容

（1）請求の要旨

請求人の苦情に対し福岡県公安委員会が作成した書面等にかかる費用について、福岡県警察本部長、福岡県飯塚警察署長及び福岡県公安委員会委員長に、福岡県への返還を求める。

なお、補正書には上記のほか、「財産の取得、管理又は処分」、「契約の締結又は履行」、「債務その他の義務の負担」及び「当該行為がされることが相応の確実さをもって予測されるもの」が請求に係る財務会計上の行為として記載されている。

（2）違法又は不当とする事実及びその理由並びに求める措置

ア 主張1

請求人がパチンコ店を出入禁止になったこと等を飯塚警察署に相談した後に、その内容がパチンコ店の店員に知れ渡り、さらに請求人に対して出入禁止になったパチンコ店の系列店から客引きメールが来たのは、当該パチンコ店に対する個人情報の管理、防犯カメラのプライバシー管理に関する警察の指導が不十分であったためである。

そのため、自らの個人情報の管理状況に不信を持った請求人は福岡県警察に対し開示請求を行ったが、それら相談や開示請求は、個人情報の保護や防犯カメラのプライバシーに対する指導が十分であれば発生しなかったものであり、飯塚警察署が行った相談カード及び福岡県警察が行った開示通知書のコピー代、相談カードに係る捜査費用等については、無駄な支出として県への返還を求める。

イ 主張2

請求人が飯塚警察署の相談業務について苦情を申し出たことを受け、福岡県公安委員会が書面を作成した。

当該書面作成について、福岡県警察本部が営業の自由でパチンコ店の個人情報の取扱いに係る権限がないと判断したことは、警察本部長が発した通達にある個人情報保護委員会との協議のルールを破り、国民の安全を害するなど、個人情報の目的外使用について正しく行われた仕事ではないため、県の安全や財物が守れるのか不信があり、無駄遣いである。このため、当該書面作成に要した費用の福岡県への返還を求める。

（3）事実証明書等

ア 令和7年6月26日付け事実証明書

福岡県飯塚警察署作成の「相談カード」写し、福岡県公安委員会作成の公安委員会に対する申出に係る処理の結果の「通知書」写し、福岡県警察本部生活安全部生活保安課作成の「警察相談の対応に係る苦情に関する事実調査結果」写し及び「公安委員会宛ての苦情等調査結果等報告書」写し

イ 令和7年7月7日付け事実証明書

(公社)東京グラフィックサービス工業会作成の「なないろSMSに関する調査報告書」写し

第2 請求の要件審査

本件請求は、令和7年7月7日付けの補正書の提出をもって、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和7年7月28日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和7年7月7日付けで請求人から提出された補正書において、当該補正書に添付された資料に「請求者による「相談カードの情報開示請求」に関する事務処理（原稿作成費用、コピー費用、開示決定通知書送付用紙費用、郵送費用等）にかかる公金が支出された行為」と記載されていた。

このことから、請求人が主張する前記第1の2の（2）の公金の支出に違法性又は不当性があるか否かについてを監査の対象とした。

なお、同じ補正書では、「財産の取得、管理又は処分」、「契約の締結又は履行」、「債務その他の義務の負担」及び「当該行為がされることが相応の確実さをもって予測されるもの」と記載されていたが、請求書及び補正書には、財産、契約、債務等に係る具体的事実の摘示がなされておらず、住民監査請求の対象とはならないものと判断した。

2 監査対象機関

福岡県公安委員会（総務部総務課）、福岡県警察本部（総務部総務課、被害者支援・相談課及び飯塚警察署）を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する陳述の機会については、請求人から辞退する旨の意思表示があったため実施しなかった。

4 福岡県警察本部長及び福岡県公安委員会委員長の弁明

本件請求に対する弁明を福岡県警本部長及び福岡県公安委員会委員長に求めたところ、令和7年8月6日、7日及び21日付けで以下の内容の弁明書が提出された。

（1）前記第1の2の（2）の ア 主張1に係る福岡県警察本部長の弁明

ア 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

イ 請求の事実の認否

請求の要旨は、

- 令和6年10月3日に請求者が、福岡県飯塚警察署において相談した申出内容を記録した「相談カード」の作成に係る捜査費用、原稿費用が無駄な支出であり、福岡県へ同費用の返還を求める
- 令和6年10月3日に請求者が相談した記録である「相談カード」について、請求人が福岡県飯塚警察署において保有個人情報開示請求を行い、これに基づき、福岡県警察本

部長が令和7年1月17日付けで部分開示決定を行い、請求人に通知した事務に関する事務処理費用（原稿作成費用、コピー費用、開示決定通知書用紙費用、郵送費用等）が違法若しくは不当な公金の支出に該当する

という主張と解するが、当該事務に係る財務会計上の公金の支出は適正かつ妥当に行われたものであることから、否認する。

ウ 弁明の理由

(ア) 「相談カード」作成に係る事務手続及び捜査費用や原稿費用

a 関係規程（令和6年当時の規程）

(a) 福岡県警察相談活動実施要領の制定について（平成15年福岡県警察本部長内訓第11号。以下「内訓」という。）

(b) 相談業務の合理化の実施及び迅速・確実な組織的対応の推進について（通達）（令和5年3月30日付け、福警支第433号。以下「通達」という。）

b 弁明事実

(a) 「相談カード」作成に係る事務手続について

職員は、前記内訓第4

3 職員は、相談等の取扱いに当たっては、相談カードを作成し、相談管理簿に登載しなければならない。

との基本原則に則り対応している。

また、同内訓第5の1(2)において

職員は、面接又は電話（110番通報を除く。以下同じ。）により相談を聴取した場合において、その場で回答することが困難であると認めるときは、申出者の心情その他の事情を参酌の上、処理責任者の同席を求めるなどの措置を講じた後、相談カードを作成の上、速やかに総括責任者に報告するものとする。

通達の1(1)において

職員は、相談等を受理したときは、全て相談カード（様式第1号）を作成するものとする。

ただし、相談等に該当しない申出については、必要な項目のみを相談カードに記載するものとする。

と規定されており、相談等を取扱った際は、適切に処理することを目的として「相談カード」を作成し、総括責任者たる警察署長への速やかな報告を行っている。

(b) 「相談カード」作成に係る捜査費用や原稿費用について

請求者は、「相談カード」作成に係る捜査費用や原稿費用が無駄な支出であるとして、県に対し、同費用の返還を求めているが、前記(a)のとおり、警察職員は、相談者からの相談等を受理するや規程に従って「相談カード」を作成しているのであって、請求者が飯塚警察署に相談した際の当該事務手続の遂行に何ら不当な点はない。

以上のとおり、本件請求の対象となる事務手続に何ら不当な点はなく、同手続に係る財務会計上の公金の支出についても適正かつ妥当に行われたものである。

(イ) 保有個人情報の開示請求に係る事務手続及び当該行為に係る公金の支出

a 関係法令、関係規程

(a) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）

(b) 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号。以下「条

例」という。)

(c) 福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福岡県規則第15号。以下「細則」という。)

(d) 個人情報保護事務取扱要綱の制定について（通達）（平成20年6月16日付け、福岡県警察本部内訓第26号。以下「取扱要綱」という。)

b 弁明事実

(a) 保有個人情報の開示請求に係る事務手続について

請求人は、本件請求の対象となる行為について、請求者による保有個人情報の開示請求に伴う事務と主張しているため、当該事務手続について次のとおり説明する。

- ・ 保有個人情報の開示請求制度（法第76条及び細則第5条）

何人にも自己を本人とする保有個人情報を開示請求する権利が認められており、その権利の行使は開示請求者に委ねられている。

なお、開示請求書の様式は、細則に規定している。

- ・ 開示請求の手続（法第77条）

開示請求の手続においては、開示請求書等の書面提出により開示請求の手続を行うこと、保有個人情報の本人確認を行うこと等が規定されており、これにより、開示請求者本人あるいはその代理人が、開示請求者本人の意思により開示請求権を行使していることを確認している。

- ・ 保有個人情報の開示義務（法第78条及び第79条）

開示請求があったときは、保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、保有個人情報を開示しなければならない旨規定し、開示請求がなされた場合は、原則開示の義務があることを明確にしている。

また、保有個人情報に不開示情報が含まれる場合に、当該部分を区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨規定している。

- ・ 開示請求に対する措置（法第82条、細則第6条及び個人情報保護事務の手引）

開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対して書面により通知しなければならない旨、法に規定しており、通知の様式や郵送による通知の方法については細則や執務資料に示している。

- ・ 開示決定等を行う期限及び期限の延長（条例第6条及び細則第6条）

開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない旨規定しており、また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、15日以内に限り延長することができ、この場合、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない旨規定しており、通知の様式については細則に規定している。

- ・ その他開示請求に係る手続（取扱要綱「第4 本部長が保有する個人情報の保護に係る事務処理」）

本件請求の対象となる行為に記載されていないが、開示請求者に対する開示請求書の写しの交付や開示決定等の事務における保有個人情報の写しの作成等その他の事務手続についても取扱要綱に示している。

(b) 本件請求の対象となる行為について

請求人は

令和6年10月3日に請求者が相談した記録である「相談カード」について、請求人が保有個人情報開示請求を行い、これに基づき、福岡県警本部長が令和7年1月17日付けで部分開示決定を行い、請求人に通知した事務

について主張しているが、前記(a)で説明のとおり、当該行為は、請求人の意思によってなされた保有個人情報の開示請求であって、当該申請に対して、開示決定等を行い、請求人にその旨通知したものであり、これら一連の手続についても法令、内部規程等に従って行われていることから、当該事務の遂行に何ら違法若しくは不当な点はないことは明らかである。

以上のとおり、本件請求の対象となる行為に違法若しくは不当な点はないことから、当該行為に係る財務会計上の公金の支出についても適正かつ妥当に行われたものである。

(2) 前記第1の2の(2)のイ 主張2に係る福岡県公安委員会委員長の弁明

ア 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

イ 請求の事実の認否

令和7年6月26日付け福岡県職員措置請求書から請求の要旨は

請求人が福岡県公安委員会に対して行った苦情申出4件（令和6年12月11日・苦情等取扱管理表番号・令和6年第119号、令和6年12月16日・苦情等取扱管理表番号・令和6年第120号、令和6年12月20日・苦情等取扱管理表番号・令和6年第122号、令和6年12月25日・苦情等取扱管理表番号・令和6年第123号）について、その処理に要した書面作成などの事務費用（公安委員会宛ての苦情等調査結果等報告書作成費用、通知書送付用紙費用、郵送費用等）が違法若しくは不当な公金の支出に該当する

という主張と解するが、当該事務に係る財務会計上の公金の支出は適法かつ妥当に行われたものであることから、否認する。

ウ 弁明の理由

(ア) 関係法令、関係規程等

- a 警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）
- b 苦情の申出の手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）
- c 福岡県公安委員会苦情等取扱規程（平成14年福岡県公安委員会規程第3号。以下「取扱規程」という。）
- d 福岡県公安委員会宛ての苦情等取扱要領の制定について（通達）（平成24年福岡県警察本部内訓第34号。以下「取扱要領」という。）

(イ) 弁明事実

a 公安委員会宛ての苦情等の取扱いについて

請求人は、本件請求の対象となる行為について、請求人による公安委員会宛ての苦情申出に伴う書面作成であると主張しているため、当該苦情等の取扱いについて次のとおり説明する。

(a) 苦情の申出等（法第79条第1項）

都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者（以下「申出者」という。）は、

都道府県公安委員会に対し、規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる旨規定され、苦情の申出を行うか否かは申出者に委ねられている。

(b) 苦情申出書の提出（規則第2条）

申出者が提出する文書の様式は定められておらず、申出者の氏名、住所及び電話番号、苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要、苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容等を記載した文書（以下「苦情申出書」という。）を提出する旨規定されている。

(c) 調査等の指示（取扱規程第4条）

公安委員会は、受理報告を受けた公安委員会宛て苦情等については、必要により警察本部長に対して事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置（以下「調査等」という。）を行うよう指示する旨規定している。

(d) 調査等の結果の報告（取扱規程第6条及び取扱要領第6「調査等の結果の報告」）

警察本部長は、公安委員会からの指示に基づく調査等を終了したときは、その結果を公安委員会に報告する旨規定している。

この報告に際しては、公安委員会宛ての苦情等調査結果等報告書（様式第3号）及び通知書（様式第4号）の案を作成することとされている。

(e) 調査等の結果の通知（法第79条第3項及び取扱規程第7条第1項第1号）

公安委員会は、苦情の申出があったときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない旨規定され、申出者に対する通知義務があることを明確にされている。

本県では、文書を提出した申出者に対しては、文書の送付により通知することとし、前記通知書（様式第4号）を作成し、郵送等により通知している。

b 本件請求の対象となる行為について

請求人は

請求人が福岡県公安委員会に対して行った苦情申出4件（令和6年12月11日・苦情等取扱管理表番号・令和6年第119号、令和6年12月16日・苦情等取扱管理表番号・令和6年第120号、令和6年12月20日・苦情等取扱管理表番号・令和6年第122号、令和6年12月25日・苦情等取扱管理表番号・令和6年第123号）の処理に関し書面を作成した行為

について主張しているが、上記aで説明のとおり、当該行為は、請求人の意思によってなされた苦情申出に基づき、当委員会が警察本部長に調査等を指示し、「公安委員会宛ての苦情等調査結果等報告書（様式第3号）」により調査等の結果報告を受け、その処理の結果を記載した「通知書（様式第4号）」を請求人に送付（郵送）したものであり、これら一連の手続についても法令、規則、内部規程等に従って行われていることから、当該事務の遂行に何ら違法若しくは不当な点はないことは明らかである。

以上のとおり、本件請求の対象となる行為に違法若しくは不当な点はないことから、当該行為に係る財務会計上の公金の支出についても適法かつ妥当に行われたものである。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和7年8月1日から同月8日にかけて、関係書類の調査及び確認

並びに聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び確認並びに監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 本件事案の経緯

令和6年10月3日 請求人が福岡県飯塚警察署に来署し、パチンコ店でのトラブルについて相談

福岡県飯塚警察署職員が相談カード作成

12月11日 福岡県公安委員会が、請求人から警察相談の対応に係る苦情の申出を受理

12月16日 //

12月18日 請求人が、福岡県警察本部長に対し福岡県飯塚警察署が作成した相談カードに係る保有個人情報の開示を請求

12月20日 福岡県公安委員会が、請求人から警察相談の対応に係る苦情の申出を受理

12月25日 //

12月26日 福岡県警察本部長が、請求人宛て「保有個人情報開示決定等期限延長通知書」を発出

令和7年1月7日 福岡県警察本部長が、請求人宛て「保有個人情報部分開示決定通知書」を発出

2月20日 福岡県公安委員会が、請求人宛て公安委員会に対する申出に係る処理の結果の「通知書」を発出

(2) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 相談カードについて

福岡県飯塚警察署は、令和6年10月3日に請求人による来署相談があったことを受け、同日相談カードを作成した。同カードに、相談者氏名及び住所、関係者氏名、申出内容、措置経過を記載した上、受理決裁、処理決裁がなされた。

イ 相談カードに係る開示請求について

福岡県警察本部は、令和6年12月18日付けで請求人からなされた福岡県飯塚警察署作成の相談カードに係る保有個人情報開示請求について、同年12月26日付けで保有個人情報開示決定等期限延長通知書を作成、請求人宛てに発出した。同通知書には、延長前の決定期間、延長後の決定期間が記載されるとともに、延長する理由として、「開示請求に係る保有個人情報については、開示・不開示の検討等に時間を要し、延長前の決定期間内に開示決定等を行うことができないため」と記載されていた。

その後、福岡県警察本部は、令和7年1月7日付けで保有個人情報部分開示決定通知書を作成、請求人宛てに発出した。同通知書には、開示請求に係る保有個人情報の内容、開示する個人情報の利用目的、開示しない部分及び理由、請求者の求める実施方法等による開示の可否等が記載されていた。

ウ 福岡県公安委員会に対する苦情申出について

令和6年12月11日、16日、20日、25日付けで受理した福岡県飯塚警察署の相談対応に対する請求人の苦情申出を受け、福岡県公安委員会は福岡県警察本部長に調査等を指示し、福岡県警察

本部長から「警察相談の対応に係る苦情に関する事実調査結果」を添付した「公安委員会宛て苦情等調査結果等報告書」による報告を受けた。

同調査結果には、申出の要旨、調査結果、福岡県飯塚警察署の相談対応に関する検討結果及び「公安委員会に対し、関係職員の対応に不適切な点は認められなかった旨を報告する」との結論が記載されていた。

これを受け福岡県公安委員会は、苦情についての処理結果を記載した通知書を作成の上、令和7年2月20日付けで請求人宛てに発出した。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 相談カードについて

福岡県警察本部においては、県民からの相談等があった場合には、「福岡県警察相談活動実施要領」、「相談業務の合理化の実施及び迅速・確実な組織的対応の推進について（通達）」に基づき相談対応を行うこととされている。

「福岡県警察相談活動実施要領」第4には、「3 職員は、相談等の取扱いに当たっては、相談カードを作成し、相談管理簿に登載しなければならない。」、同要領第5の1(2)には、「職員は、面接又は電話（110番通報を除く。以下同じ。）により相談を聴取した場合において、その場で回答することが困難であると認めるときは、申出者の心情その他の事情を参酌の上、処理責任者の同席を求めるなどの措置を講じた後、相談カードを作成の上、速やかに総括責任者に報告するものとする。」と規定されている。

また、「相談業務の合理化の実施及び迅速・確実な組織的対応の推進について（通達）」の1(1)においても、「職員は、相談等を受理したときは、全て相談カード（様式第1号）を作成するものとする。ただし、相談等に該当しない申出については、必要な項目のみを相談カードに記載するものとする。」と記されている。

福岡県飯塚警察署の職員は、請求人の相談を受け、上記要領及び通達に基づき所定の様式に必要な事項を記載した上で相談カードを作成し、総括責任者までの報告を行っている。

したがって、当該相談カード作成等は関係規程等に基づき適正に行われており、要した費用についても必要なものと認められることから、違法又は不当な点はない。

(2) 相談カードに係る開示請求について

「個人情報の保護に関する法律」第78条において、行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に同法に定める不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないとされており、同法82条においては、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、書面により通知しなければならないとされている。

さらに、「福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例」第6条第1項において、開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならないとされており、また、同条第2項においては、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、15日以内に限り延長することができること、この場合、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないことが規定されている。

また、「個人情報保護事務取扱要綱」第4 本部長が保有する個人情報の保護に係る事務処理の5 開示決定等の事務においては、開示決定等を行ったときは開示決定通知書等により速やか

に開示請求者に通知しなければならないと規定されている。

福岡県警察本部は、請求人が行った保有個人情報開示請求を受け、「個人情報の保護に関する法律」第78条等の関係法令等に基づき、開示・不開示の検討を行った上で、部分開示の決定等を行い、不開示部分及びその理由を記載した上で、「福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則」第6条第1項第2号に定める「保有個人情報部分開示決定通知書（様式第6号）」により、請求人に通知した。

また、開示期間の延長を行うに当たっては、同法第82条に基づき、延長後の期間、期間の延長が必要な理由を記載した上で、「福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則」第7条に定める「保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第8号）」により請求人に通知したと認められる。

したがって、当該開示請求に係る事務は関係法令等に基づき適正に行われており、要した費用についても必要なものと認められることから、違法又は不当な点はない。

（3）福岡県公安委員会に対する苦情申出について

「福岡県公安委員会苦情等取扱規程」第4条において、福岡県公安委員会は、受理報告を受けた福岡県公安委員会宛て苦情等については、必要により福岡県警察本部長に対して事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を行うよう指示することとされている。また、同取扱規程第6条において福岡県警察本部長は、福岡県公安委員会からの指示に基づく調査等を終了したときは、その結果を福岡県公安委員会に報告することとされており、また、当該報告に当たっては、「福岡県公安委員会宛ての苦情等取扱要領」第6に定める「公安委員会宛ての苦情等調査結果等報告書（様式第3号）」及び「通知書（様式第4号）の案」を作成することとされている。

また、「警察法」第79条第3項及び「福岡県公安委員会苦情等取扱規程」第7条第1項第1号において、福岡県公安委員会は、苦情の申出があったときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならないと規定されており、福岡県公安委員会では、文書を提出した申出者に対しては、「福岡県公安委員会宛ての苦情等取扱要領」により作成された前記「通知書（様式第4号）の案」に基づき通知の内容を決定し、通知書を送付することとされている。

今回の請求人による苦情の申出に対し、福岡県公安委員会は、法律、関係規程等に基づき、福岡県警察本部長に調査等を指示し、「公安委員会宛ての苦情等調査結果等報告書（様式第3号）」により調査等の結果報告を受けた上で、その処理の結果を記載した「通知書（様式第4号）」を請求人に送付（郵送）したものと認められる。

したがって、当該苦情処理に係る事務は、関係法令等に基づき適正に行われており、要した費用についても必要なものと認められることから、違法又は不当な点はない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求のうち住民監査請求の対象となる公金の支出に対する請求についてはこれを棄却する。

また、前記第3の1にあるとおり、補正書では、「財産の取得、管理又は処分」、「契約の締結又は履行」、「債務その他の義務の負担」及び「当該行為がされることが相応の確実さをもって予測されるもの」と記載されていたが、請求書及び補正書には、財産、契約、債務等に係る具体的事実の摘示がなされておらず、住民監査請求の対象とはならないため、これら公金の支出に係る請求以外の請求については、却下する。